

次年度の当初予算成立を前提とした年度開始目前の事前手続きであり予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

## 令和8年度有害大気汚染物質測定委託業務仕様書

### 1 目的

本仕様書は有害大気汚染物質の測定に関し、業務受託者（以下「乙」という。）が行うべき業務について必要な事項を定め、委託業務の適正な実施を期するものとする。

### 2 委託業務内容

乙は有害大気汚染物質測定に関し、最新の「有害大気汚染測定方法マニュアル」（環境省水・大気環境局環境管理課）で定められた方法を用いて試料の採取及び分析（精度管理を含む）を行うものとする。

### 3 業務内容の概要

#### (1) 測定地点

衛生環境研究所1地点（沖縄県うるま市字兼箇段 17 番地1）とする。その詳細については、別途指示する。

#### (2) 測定項目

ア 一般環境（衛生環境研究所）

①ホルムアルデヒド、②アセトアルデヒド、③水銀及びその化合物、④ニッケル及びその化合物、⑤ヒ素及びその化合物、⑥ベリリウム及びその化合物、⑦クロム及び三価クロム化合物、⑧六価クロム化合物、⑨マンガン及びその化合物、⑩ベンゾ〔a〕ピレン、⑪酸化エチレン

#### (3) 試料採取方法及び分析方法

ア. 測定回数：1回／2月（令和8年4月、6月、8月、10月、12月、令和9年2月）

イ. トラベルブランク（8月）：一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度で実施するものとする。

ウ. 二重測定（12月）：一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度で行うものとする。

エ. 測定は原則として、沖縄県衛生環境研究所の実施する試料採取日と同一採取日に実施することとし、天候等によりやむを得ず実施できない場合は、業務委託者（以下「甲」という。）と調整の上変更できるものとする。

オ. 分析精度の管理については、標準作業手順設定、操作ブランクなど、分析における総合的な信頼性を確保するように留意すること。

#### (4) サンプルング

次のような場合には、サンプルングを延期し、甲の指示を受けるものとする。

①サンプルング地点で平常時と異なる臭気を感じられる場合。

- ②付近(概ねサンプリング地点から 50m 以内)で野焼きやペンキ工事、道路舗装工事等が行われている場合。
- ③サンプリング地点近傍で継続して車両のアイドリングや発電機の稼働が行われている場合。
- ④その他、異常値が得られることが予想される場合。

(5) 高値出現時の処置

各月の測定結果において、高値が出現した場合(概ね前年度平均値の2倍以上)には、サンプリングを行った日の周辺状況等を調査し、その原因等を県に速やかに報告するとともに、甲の指示を受けること。

4. 実施計画書

契約書第2条第1項に定める実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 測定の日程(案): 日程表は工程表形式で作成する。
- (2) 測定の内容: 試料採取方法、分析方法を掲載する。
- (3) 測定の担当者: 主任技術者及び担当者の氏名を掲載し、主任技術者は、経歴書を添付する。
- (4) 報告書の提出方法: 速報値の提出方法(持参又はメール)を記載する。
- (5) 業務体制図(役割分担を記載): 連絡体制、連絡先等を記載する。

実施計画書の様式は任意とする。

5 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

試料の測定(試料採取、分析)(再委託により履行することのできる業務の範囲、その他、簡易な業務に掲げるものを除く。)

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業

務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

一部の試料の測定（水銀、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物の分析）

廃液等の処理

#### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

廃液等の処理

## 6 報告書等

乙は、契約書第 10 条第 1 項に定める報告書等を甲に報告する。

### (1) 分析毎の測定結果報告書（速報値）

提出期日：測定した翌月の 20 日（当日が休日の場合は次の平日）まで

提出方法：書面 2 部又は電子メール 2 箇所

報告内容：分析結果、採取時の天候の他、臭気や工事等の有無

### (2) 完了報告書

提出期日：令和 9 年 3 月 23 日まで

提出方法：書面 2 部及び電子記録媒体（CD-ROM 等）2 式

報告内容：

ア 有害大気汚染物質測定結果（環境省報告形式による結果（※注））

イ 採取時の状況（採取日時、気象等）及び写真

ウ 分析データ

エ 毎月毎の検出下限値及び定量下限値の一覧表

### (3) その他、甲が求めるもの

## 7 その他

この仕様書に定めない事項については、その都度甲と協議のうえ決定するものとする。

### ※注：環境省報告形式

測定値が検出下限値未満の場合、検出下限値の 1/2 を分析結果として集計し、右欄に N.D を表示する。また、検出下限値以上、定量下限値未満の場合、分析値をそのまま結果として集計し、右欄に \* を表示する。